

第47号議案

品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年6月23日

品川区長 濱 野 健

品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例の一部を改正する条例

品川区墓地等の構造設備および管理の基準等に関する条例（平成24年品川区条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「同法第5条第1項の主たる事務所または同法第59条第1項の従たる事務所」を「同法第52条第2項または第53条の規定により登記された事務所」に改める。

付 則

この条例は、令和4年9月1日から施行する。

（説明）宗教法人法が改正されたことに伴い、規定を整備する必要がある。